

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 76 条第 1 項の規定により，次のとおり漁業権の変更を免許した。

令和 7 年 10 月 1 日

鹿児島県知事 塩 田 康 一

鹿児島海区

区画漁業（第 1 種）

魚類養殖業

漁場番号	免許 番号	漁業権者		変更の内容
		住 所	氏名又は名称	
鹿特区魚第 5 号	同左	出水郡長島町鷹巣 1769 番地 1	東町漁業協同組合	令和 7 年 5 月 30 日付けで公示した 鹿児島海区漁場計画のとおり
鹿特区魚第 6 号	同左	同上	同上	同上
鹿特区魚第 7 号	同左	同上	同上	同上

奄美大島海区

区画漁業（第 1 種）

魚類養殖業

漁場番号	免許 番号	漁業権者		変更の内容
		住 所	氏名又は名称	
大特区魚第 16 号	同左	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 38 番地	瀬戸内漁業協同組合	令和 7 年 5 月 30 日付けで公示した 奄美大島海区漁場計画のとおり